

を強化しました

中小企業が取組む研究開発について、試験研究費の一定割合（最大17%）を控除し、イノベーション創出を後押しします。

POINT!

1 最大3年間の「繰越税額控除制度」を創設します。

2 試験研究費割合を増加させた場合の、控除率等の上乗せ措置を3年間延長します。

対象者 研究開発に取り組む中小企業者等

措置内容

- 中小企業が取組む研究開発の試験研究費の額の一定割合を、その事業年度の法人税・所得税額から控除できます。
- 控除上限を超過した額は、最大3年間の繰越税額控除（時限措置）が可能です。

R8改正で創設

※過去3年間の試験研究費の平均額と比較して当該事業年度の試験研究費が増額している場合に限りです。

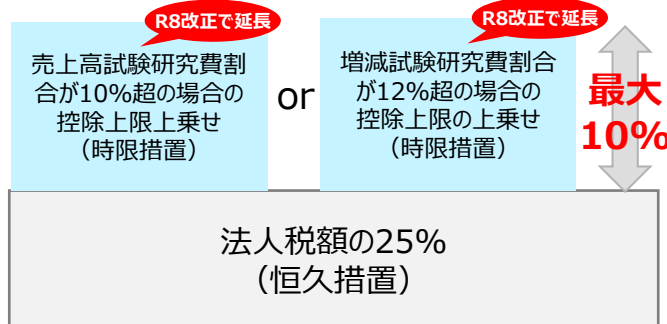
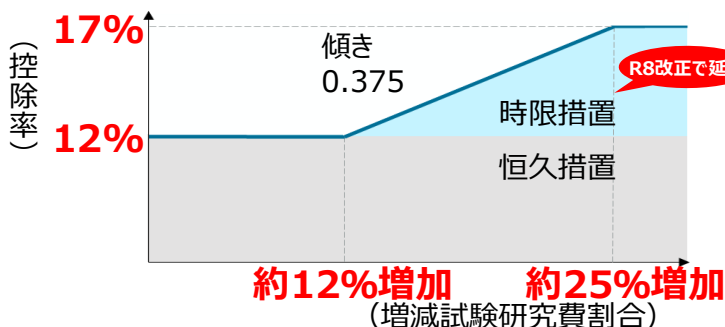
【計算イメージ】

税額控除額 = 試験研究費 × 控除率 (法人税額に対する控除上限割合あり)

(控除率) 12~17%

(控除上限) 25~35%

増減試験研究費割合に応じて下図のとおり



対象経費

製品製造、サービス開発に係る試験研究を行うために要する

- ①原材料費、②人件費、③経費、④委託試験研究費、
- ⑤技術研究組合の賦課金

措置期間

期限の定めなし

一部時限措置（令和11年3月31日まで）

適用手続

申告時に控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともに、法人税額／所得税額の特別控除に関する明細書、適用額明細書等を添付すること

その他

大学や特別研究機関、公設試験研究機関等との共同・委託研究等を実施している場合、研究開発税制（オープンイノベーション型）も活用可能です。

詳細は「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン」をご確認ください。

ガイドラインの
リンクは[こちら](#)
QRコードは👉



本税制
の詳細
は[こちら](#)👉



経済産業
関連税制
の詳細
は[こちら](#)👉

